香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第２６号

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表４６の項中「１２，０００円」を「１６，０００円」に、「４，０００円」を「４，０００円（弁護士又は医師の委員にあっては、５，５００円）」に改め、同表４７の項中「１２，０００円」を「１６，０００円」に、「４，０００円」を「４，０００円（弁護士又は医師の委員にあっては、５，５００円）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。